

社会保険労務士法人リーガルネットワークスが毎月発信するニュースレターです。

改正育児・介護休業法が成立いたしました。

令和6年5月24日に参議院本会議で改正育児・介護休業法が可決・成立いたしました。

今月のニュースレターでは、改正育児・介護休業法の内容についてご案内いたします。

■ 成立した改正育児・介護休業法の内容は？

今回の改正育児・介護休業法には、小学校入学の始期までの子供に対するテレワーク、短時間勤務、時差出勤等の選択的措置の実施や、子の看護休暇の取得事由及び対象範囲が小学校3年生までに拡大するなどの内容が盛り込まれています。

具体的な改正内容については以下の通りです。

改正の概要

1. 子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充【育児・介護休業法】

- ① 3歳以上の小学校就学前の子を養育する労働者に関し、事業主が職場のニーズを把握した上で、柔軟な働き方を実現するための措置を講じ（※）、労働者が選択して利用できるようにすることを義務付ける。また、当該措置の個別の周知・意向確認を義務付ける。
※ 始業時刻等の変更、テレワーク、短時間勤務、新たな休暇の付与、その他働きながら子を養育しやすくするための措置のうち事業主が2つを選択
- ② 所定外労働の制限（残業免除）の対象となる労働者の範囲を、小学校就学前の子（現行は3歳になるまでの子）を養育する労働者に拡大する。
- ③ 子の看護休暇を子の行事参加等の場合も取得可能とし、対象となる子の範囲を小学校3年生（現行は小学校就学前）まで拡大するとともに、勤続6月未満の労働者を労使協定に基づき除外する仕組みを廃止する。
- ④ 3歳になるまでの子を養育する労働者に関し事業主が講ずる措置（努力義務）の内容に、テレワークを追加する。
- ⑤ 妊娠・出産の申出時や子が3歳になる前に、労働者の仕事と育児の両立に関する個別の意向の聴取・配慮を事業主に義務付ける。

2. 育児休業の取得状況の公表義務の拡大や次世代育成支援対策の推進・強化【育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法】

- ① 育児休業の取得状況の公表義務の対象を、常時雇用する労働者数が300人超（現行1,000人超）の事業主に拡大する。
- ② 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定時に、育児休業の取得状況等に係る状況把握・数値目標の設定を事業主に義務付ける。
- ③ 次世代育成支援対策推進法の有効期限（現行は令和7年3月31日まで）を令和17年3月31日まで、10年間延長する。

3. 介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等【育児・介護休業法】

- ① 労働者が家族の介護に直面した旨を申し出た時に、両立支援制度等について個別の周知・意向確認を行うことを事業主に義務付ける。
- ② 労働者等への両立支援制度等に関する早期の情報提供や、雇用環境の整備（労働者への研修等）を事業主に義務付ける。
- ③ 介護休暇について、勤続6月未満の労働者を労使協定に基づき除外する仕組みを廃止する。
- ④ 家族を介護する労働者に関し事業主が講ずる措置（努力義務）の内容に、テレワークを追加する。等

このほか、平成24年の他法の改正に伴い整備する必要があった地方公営企業法第39条第6項について規定の修正等を行う。
厚生労働省：「令和6年法改正の概要」より

■ 施行期日は？

令和7年4月1日から段階的に施行となります。

（2③は公布日、1①及び⑤は公布日から起算して1年6月以内において政令で定める日）

参考：厚生労働省「育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法改正ポイントのご案内」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/001259367.pdf>

厚生労働省「育児・介護休業法について」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>

◆7月の労務スケジュール

- | | |
|----------|-------------------|
| 7/1～7/10 | 労働保険年度更新・算定基礎届手続き |
| ～7/31 | 6月分社会保険料納付 |
| ～7/10 | 6月分源泉徴収税額・住民税額の納付 |

育児・介護休業関連でご不明点やお困りのこと、
お悩みがございましたら、弊社担当までご連絡ください。



Legal Networks
CORPORATION

編集担当：奥田
編集責任者：勝山